

令和8年5月

東京税関

関係各位

公示送達情報の掲示方法の変更について

税関では、従来、公示送達情報については、各官署の掲示板で紙面による掲示を行っておりましたが、令和8年5月15日の関税法基本通達の改正に伴い税関ホームページに掲載する方法へ変更されました。

各税関の公示送達情報は、下記のいずれかの方法でご確認いただけます。

① 税関ホームページから確認する場合

税関ホームページのトップページから

「関税局・税関について」→「公示送達情報」へ進み、ご覧になりたい税関を選択してください。

② 各税関のホームページから確認する場合

各税関ホームページのトップページから

「公示・公告等」→「公示送達情報」へ進み、ご確認ください。

(注)

公示送達情報に掲載されている情報（個人情報を含む）の不正取得・不正利用・無断転載は禁止されています。

また、税関ホームページ上で公示送達情報をご覧いただく際は、個人情報の保護および禁止事項への同意が必要となります。

なお、各官署において、公示送達情報を閲覧することも可能です。

この場合、各官署の実情に応じて、以下のいずれかの方法をとることとなりますので、詳細は訪問する官署にお問い合わせください。

- ・各官署の掲示板で紙面による掲示を行う方法
- ・窓口電子申告端末から税関ホームページを閲覧する方法

問合せ先 業務部管理課 電話：03-3599-6328 6329
